

御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）展示等委託業務 特記仕様書（案）

1 趣旨

本仕様書は、御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）展示等委託業務にあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）展示等委託業務
- (2) 業務箇所 長野県木曾郡王滝村田の原
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和4年3月25日まで

3 施設等の概要

- (1) 施設
 - ・主要用途 ビジターセンター
 - ・工事種別 新築
 - ・建築面積 558 m²
 - ・構造 R C造 平屋建て
 - ・建築年 令和3年
 - ・施設内容 展示スペース、休憩・飲食スペース、トイレ（男、女、多目的）、事務室（御嶽山火山マイスター等詰所）、その他（倉庫、設備室等）
※構造、規模等の詳細は、センター建築工事図面を参照
- (2) 敷地の条件等
 - ・所有権 国有林（貸付契約締結）
 - ・都市計画区域 区域外
 - ・上・下水道 水道供給地域、下水道なし（浄化槽設置）
 - ・電気 中部電力からの供給地域
 - ・道路 西側 村道幅員 4.3～18.0m
 - ・その他 御岳県立公園第2種特別地域内

4 業務計画及び報告

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書（業務概要、業務実施方針、業務実施体制、業務工程表等）を提出すること。
- (2) 「御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）建設工事」の請負者及び工事監理業務受託者と行程等を密に連携し、業務の進捗状況について適宜報告すること。
- (3) 令和3年9月末を目途に展示等計画、展示等設計を確定し、展示等の内容、概算費用を提示すること。
- (4) 関係法令及び条例に基づく各種申請手続きを委託期間内に終了させること。

5 業務スケジュール

- (1) 展示等計画、設計期間 契約締結日 ～ 令和3年9月
- (2) 展示等制作期間 令和3年10月 ～ 令和4年2月
- (3) 展示等設置期間 令和4年2月 ～ 令和4年3月

※本スケジュールはおおまかな業務スケジュールであり、それぞれの期間が重なることや本業務や関連するセンター建築工事の進捗により変更もありうる。建築工事と調整のうえ決定する。

6 業務内容

(1) 業務上の基本事項

受託者は、「御嶽山ビジターセンター基本構想（令和2年2月）長野県・木曾町・王滝村（以下「基本構想」という。）」及び「御岳県立公園 御嶽山ビジターセンター（仮称）整備基本計画（令和2年3月27日・長野県）（以下「整備基本計画」という。）」の目的が達成できるように業務を進めること。

(2) 展示等計画

- ・基本的な考え方（展示等の特徴、設計方針など）
- ・展示等の配置、空間構成、動線、演出等の検討
- ・維持管理、収蔵方法等の検討
- ・展示物の構成、解説計画の策定
- ・展示手法、展示装置、展示設備計画の策定
- ・情報発信システム、情報端末システムの構成、情報発信計画の策定
- ・基本設計図等の作成
- ・展示等イメージパースの作成
- ・展示等制作・施工の工程計画
- ・展示等制作・施工費、一般備品購入費、保守点検概算費用の算出
- ・建築設計受託者及び建設工事請負者等との調整
- ・その他県が必要と認める事項

(3) 展示等設計

- ・展示等の内容、演出方法の確定
- ・展示等レイアウト図の作成
- ・展示等実施設計図（展示物、展示設備、什器、造形等）の作成
- ・展示映像・音響機器システム設計図、コンテンツシナリオの作成
- ・展示照明等設備配置図・配線図等の作成
- ・情報発信システム、情報端末システム設計図の作成
- ・誘導等サインの作成
- ・展示等の設備、機器、備品等のリスト作成
- ・展示制作工程計画の作成
- ・各種数量計算書の作成
- ・展示等制作・施工費用（制作費・施工費・一般備品購入費）の算出
- ・照査報告書の作成
- ・建築設計受託者及び建設工事請負者等との調整
- ・その他県が必要と認める事項

(4) 展示等制作・施工

- ・展示等制作にかかる関係者調整
- ・展示等制作にかかる各種法的手続き及び調査（著作権、知的財産権の使用等）
- ・展示等制作の監理
- ・展示物、展示設備等の造形、造作
- ・グラフィック、映像ハード、映像ソフト、照明設備、情報発信システム等の制作
- ・展示等制作物の施工に必要な物（一般備品）の購入・制作
- ・展示等制作物の搬入、組立、設置
- ・展示等制作物の試運転及び調整
- ・建築設計受託者及び建設工事請負者等との調整
- ・その他県が必要と認める事項

(5) 施設運営資料作成

- ・展示等運営マニュアルの作成
- ・運営者向け操作動画等の作成

- ・展示等の入れ替え計画の策定
 - ・企画展の提案（関連施設との連携）
 - ・自然体験、学習プログラムの提案
 - ・展示等制作物の維持管理計画の作成
 - ・その他県が必要と認める事項
- (6) 施設広報支援
- ・リーフレット、チラシ、ポスター、ホームページ等の作成
 - ・SNSを活用したPR、ロゴマーク等の提案
 - ・その他県が必要と認める事項
- (7) 業務にあたっての留意事項
- ・適宜、協議・報告を行うこと。必要に応じて建築設計者、その他関係者との協議・調整を行い、協議・報告実施後は必ず打合せ記録簿を作成すること。
 - ・本業務に係る住民説明会や各種会議に参加し、説明及び資料作成等に協力すること。
 - ・活火山や噴火災害に関する20～30分程度の映像を制作すること。
 - ・噴火災害証言映像を収録・制作し、アーカイブ化すること。
 - ・映像コンテンツについては、記録写真や動画、図解等を使用し理解しやすい表現とすること。なお、詳細については別途指示することとする。
 - ・ピクトグラム（絵文字）による案内表示などユニバーサルデザインを考慮すること。
 - ・外国人を対象とした多言語解説の表示方法、内容等について検討を行うこと。
 - ・情報媒体及び映像規格、展示物等のサイズやデジタル規格等のフォーマット、火山防災及び噴火災害に関する内容や登山者向け情報等については、別途指示することとする。
 - ・火山情報等の発信については、既存のネットワークシステムを活用し、来訪者が必ず目にする場所において施設閉館時間中でも確認できるようにすること。
 - ・展示等制作物の構造、デザインは、操作性、安全性、衛生面、バリアフリーを考慮すること。
 - ・展示等制作にあたっては、造作物等の詳細制作図を作成し、完成品のイメージや材質等について、試作品又はサンプル等が必要な場合は、これを県に提出し、十分な説明を行い、県の承認を得ること。
 - ・解説文の一次原稿の執筆及び翻訳（英語等）、写真・図版等の一次資料の収集・著作権処理、新規図版、イラスト等の書きおこし、写真スキャンニング、レイアウトデザイン、版下データ制作を行う途中段階で確認が必要な場合は、県担当者の確認を得ること。
 - ・ライフサイクルコストの低減、維持管理の容易さを考慮すること。
 - ・展示等制作物は、入れ替え、更新が安価かつ簡易に可能なものとし、可変性の高い展示となるよう工夫すること。
 - ・展示等は、保守性、メンテナンス性、経済性に優れていること。
 - ・展示等制作物について、必要な交換部品、消耗品、保守点検、機器更新等の内容、時期、経費、機器等の長寿命化を図るための方策等を記載した維持管理計画を作成すること。
 - ・展示等制作物の十分な試運転及び調整を行い、恒常的に使用可能な状態とすること。
 - ・供用開始後、運営者が支障なく運営できるよう、展示等制作物の取扱い方法、軽微な部品の交換方法、トラブル時の対処方法等について、対応できる資料を作成すること。
 - ・地域産材の積極的な利用を考慮すること。
 - ・環境条件（寒冷、高標高、冬期間閉館など）への対応を十分に考慮すること。
 - ・環境負荷（LED照明、省エネルギー等）の低減を考慮すること。
 - ・リーフレット、チラシ、ポスター、ホームページ等の作成、SNSを活用したPR、ロゴマーク等の提案にあたっては、統一的なデザインで一貫性を持たせ、わかりやすく、親しみやすいものとなるよう配慮すること。
 - ・ホームページは、供用開始後、運営者が容易に更新できる仕様とすること。

7 適用基準等

設計業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等によるほか、以下の基準を適用する。ただし、県との協議により提案内容がこれらの基準と同等以上と認められた場合は、この限りではない。※最新のものを採用すること。

(1) 共通

- | | | |
|--------------------------------|------------------|-------------|
| ○公共建築工事積算基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | (平成28年12月版) |
| ○公共建築工事標準単価積算基準 | 同上 | (平成31年3月版) |
| ○公共建築工事共通費積算基準 | 同上 | (平成28年12月版) |
| ○官庁施設の基本的性能基準 | 同上 | (平成25年版) |
| ○建築工事における電子納品に係る試行要領 | 長野県建設部 | |
| ○建設部公共事業環境配慮指針 | 同上 | |
| ○長野県建設リサイクル推進指針 | 同上 | |
| ○信州リサイクル製品率先利用方針 | 長野県環境部 | |
| ○長野県グリーン購入推進方針 | 同上 | |
| ○長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針 | 長野県林務部 | |

(2) 建築

- | | | |
|-----------------------|------------------|----------|
| ○建築設計基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | (令和元年版) |
| ○建築構造設計基準 | 同上 | (平成30年版) |
| ○木造計画・設計基準 | 同上 | (平成29年版) |
| ○建築工事標準詳細図 | 同上 | (平成28年版) |
| ○建築工事設計図書作成基準 | 同上 | (平成28年版) |
| ○公共建築工事標準仕様書(建築工事編) | 同上 | (平成31年版) |
| ○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) | 同上 | (平成31年版) |
| ○公共建築木造工事標準仕様書 | 同上 | (平成31年版) |

(3) 建築積算

- | | | |
|-----------------------|------------------|----------|
| ○公共建築数量積算基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | (平成29年版) |
| ○公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) | 同上 | (平成30年版) |
| ○公共建築改修工事の積算マニュアル | 同上 | (平成27年版) |

(4) 設備

- | | | |
|-------------------------|------------------|----------|
| ○建築設備計画基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | (平成30年版) |
| ○建築設備設計基準 | 同上 | (平成30年版) |
| ○建築設備工事設計図書作成基準 | 同上 | (平成30年版) |
| ○公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) | 同上 | (平成31年版) |
| ○公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) | 同上 | (平成31年版) |
| ○公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) | 同上 | (平成31年版) |
| ○公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) | 同上 | (平成31年版) |
| ○公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) | 同上 | (平成31年版) |
| ○公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) | 同上 | (平成31年版) |

(5) 設備積算

- | | | |
|-----------------------|------------------|----------|
| ○公共建築設備数量積算基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | (平成29年版) |
| ○公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) | 同上 | (平成30年版) |

8 成果物、提出部数等

(1) 展示等計画

展示等計画の成果物は「6 業務内容 (1) 展示等計画」のとおりとし、体裁・提出部数等は、表 1-1 による。(表 1-1)

種 別	体 裁	部 数	備 考
◎展示等計画 (配置、空間構成、動線、演出等)	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
◎展示物の構成、解説計画	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
◎展示手法、展示装置、展示設備計画	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
◎情報発信システム、情報発信計画	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
◎展示等基本設計図	ファイル綴じ (A 3)	1 部	電子データ (PDF 形式) を含む
◎展示等基本設計図	原図 (A 3)	1 部	CAD データ (SXF 又は JWW 形式) を含む
◎展示等イメージパース図	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データ (JPEG 形式) を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む
◎その他関係書類	ファイル綴じ (A 3 又は A 4)	1 部	電子データを含む
1) 原図類は、ケースに入れて提出する。			
2) 電子データ類は、DVD-R に収録し提出する。(2 枚)			

(2) 展示等設計

展示等設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1-2 による。(表 1-2)

種 別	体 裁	部 数	備 考
◎展示等実施設計図	原図 (A 1)	1 部	CAD データ (SXF 又は JWW 形式) を含む
(表紙、図面目録、特記仕様書、意匠図 (平面図、立面図、断面図)、造作図、グラフィック図、造作・模型・設備図、映像・情報装置図、映像・情報コンテンツ等シノブシス、演出照明・電気設備図、工程表、機器一覧表、機器姿図、展示に関する詳細図、関係法令等適合図、その他必要とされる図面等)			
◎上記設計図 製本	白焼き製本 (A 3)	4 部	電子データ (PDF 形式) を含む 表紙、背表紙タイトル入り
◎各種数量計算書	原本ファイル綴じ (A 4)	1 部	
◎費用概算書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
◎工事概要図	ファイル綴じ (A 3)	1 部	電子データ (JWW 形式) を含む
◎設計説明書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	設計意図伝達事項の記載を含む
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
◎各種申請図書	ファイル綴じ (A 4)	適宜	
◎カタログ等	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
◎その他関係書類	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む (ファイル形式は別途協議)
1) 原図類は、ケースに入れて提出する。			
2) 電子データ類は、DVD-R に収録し提出する。(2 枚)			

(3) 展示等制作・施工、施設運営資料、施設広報支援

展示等制作・施工の成果物の体裁・提出部数等は、表 1-3 による。(表 1-3)

種 別	体 裁	部 数	備 考
◎展示制作物一覧	ファイル綴じ (A 4)	3 部	
◎展示等運営マニュアル	ファイル綴じ (A 4)	3 部	電子データを含む (ファイル形式は別途協議)
◎展示等入れ替え計画、維持管理計画等	ファイル綴じ (A 4)	3 部	電子データを含む (ファイル形式は別途協議)
◎打ち合わせ書	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
◎カタログ等	ファイル綴じ (A 4)	1 部	
◎その他関係書類	ファイル綴じ (A 4)	1 部	電子データを含む (ファイル形式は別途協議)
1) 電子データ類は、DVD-R に収録し提出する。(2 枚)			
2) 施設広報支援で作成するリーフレット、チラシ、ポスター等の部数は協議により決定する。			

9 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策

- (1) 受託者が本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 本業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じること。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者はISO27001（情報セキュリティマネジメント）、JISQ27001（情報セキュリティマネジメント）のいずれか1つ以上の公的認証を有することとする。

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て長野県に帰属するものとする。
- イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないよう留意すること。

11 その他

- (1) 受注者は、やむを得ない事情により、本特記仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、本特記仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受注者は、本特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (6) 本特記仕様書に定めのない事項については、委託者と受注者が協議して決定する。
- (7) 提出された成果物は、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (8) 受注者は写真・映像の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ア 写真・映像は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - イ 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ① 写真・映像を公表すること。
 - ② 写真・映像を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (9) 提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、担当技術者の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。